

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	三菱重工業株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宮 永 俊 一
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番 5号
【電話番号】	(03)6716-3111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部グループ長(管理グループ) 小 椋 和 朗
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番 5号
【電話番号】	(03)6716-3111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部グループ長(管理グループ) 小 椋 和 朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番 2 号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第90回定時株主総会において決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件

監査等委員でない取締役として、大宮英明、宮永俊一、前川篤、鯨井洋一、水谷久和、木村和明、小口正範、小島順彦及び篠原尚之の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、井須英次、野島龍彦、畔柳信雄、クリスティーナ・アメージャン及び伊東信一郎の各氏を選任する。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第7号議案 株式報酬制度に係る額及び内容決定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率(%)	可否
第1号議案	2,401,953	2,589	3,594	(注)1	98.98	可決
第2号議案	2,387,282	17,260	3,594	(注)2	98.38	可決
第3号議案						
大宮 英明	2,254,472	147,358	6,233	(注)3	92.91	可決
宮永 俊一	2,381,434	20,399	6,233	(注)3	98.14	可決
前川 篤	2,386,707	15,126	6,233	(注)3	98.36	可決
鯨井 洋一	2,386,665	15,168	6,233	(注)3	98.35	可決
水谷 久和	2,386,776	15,057	6,233	(注)3	98.36	可決
木村 和明	2,386,578	15,255	6,233	(注)3	98.35	可決
小口 正範	2,374,174	27,659	6,233	(注)3	97.84	可決
小島 順彦	2,232,525	171,912	3,626	(注)3	92.00	可決
篠原 尚之	2,398,821	5,621	3,626	(注)3	98.85	可決
第4号議案						
井須 英次	2,357,784	44,050	6,233	(注)3	97.16	可決
野島 龍彦	2,374,118	27,716	6,233	(注)3	97.84	可決
畔柳 信雄	1,633,152	771,273	3,627	(注)3	67.30	可決
クリスティーナ・アメージャン	2,395,686	8,757	3,626	(注)3	98.73	可決
伊東 信一郎	1,943,443	460,981	3,627	(注)3	80.09	可決
第5号議案	2,396,454	8,076	3,594	(注)1	98.76	可決
第6号議案	2,396,427	8,094	3,594	(注)1	98.76	可決
第7号議案	2,382,044	22,464	3,596	(注)1	98.16	可決

- (注) 1. 第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。
2. 第2号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。
3. 第3号議案及び第4号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。
4. 賛成比率は、当該株主総会前日までに行使された議決権の数(意思表示を無効としたものを含む。)と当日出席した株主の議決権の数の合計に対する割合である。
- (4) 議決権の数に当該株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
当該株主総会前日までに行使された議決権の数と、当日出席した株主のうち、賛否等を確認できなかった一部の株主の議決権の数を合計したことにより、決議事項の各議案が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席した株主の議決権の数の一部を加算していない。

以 上